

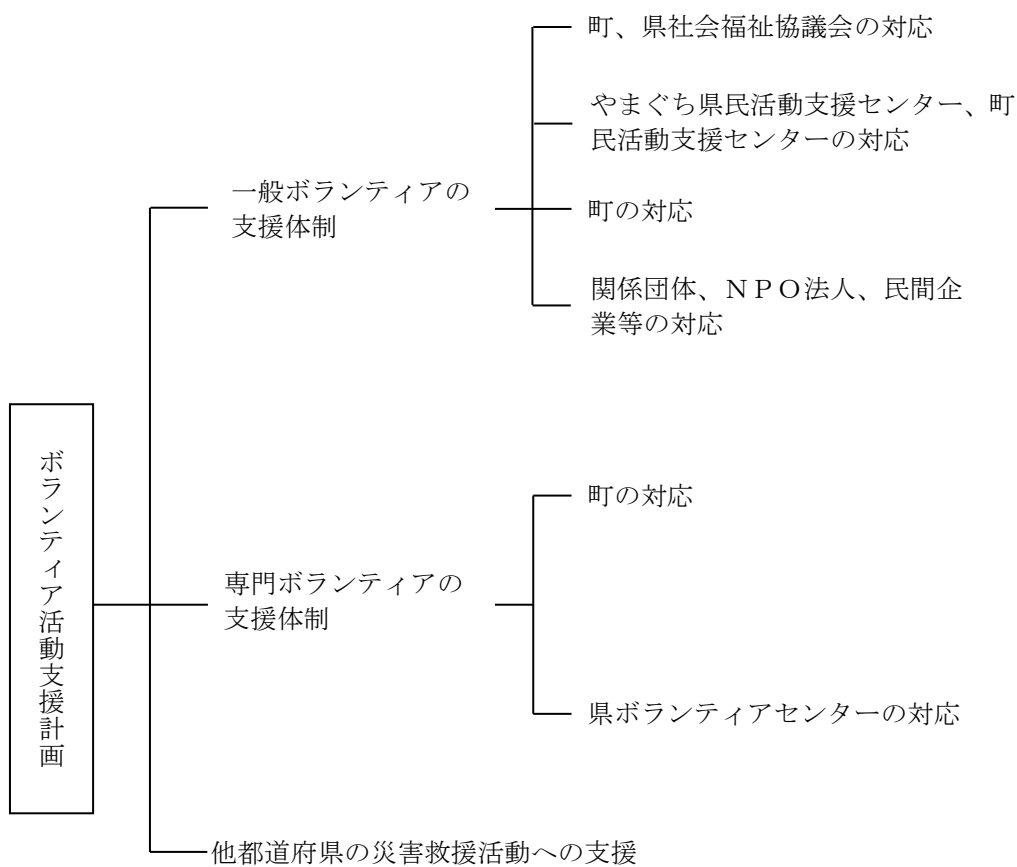
## 第16章 ボランティア活動支援計画

### 基本的な考え方

大規模災害時には、町、県及び防災関係機関の救助活動に併せ、一般町民の協力を必要とする。また、一方において、被災を免れた町民等から被災地の救援活動への参加も予想される。

これらの者の善意を救助活動等に効果的に活かすためには、救助実施機関との連携と受入体制の整備が必要となる。

このため、災害時における被災者の救援活動に参加希望を持つボランティア（個人・団体）の活動が円滑かつ効率的に行えるよう、その支援計画について定める。



## 第1節 一般ボランティアの支援体制

### 第1項 町、県社会福祉協議会の対応

大規模災害発生時には、次のとおり、ボランティア活動支援体制のための体制を確立し、町・県災害対策本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。

#### 1 県災害ボランティアセンターの設置

県社会福祉協議会内に県災害ボランティアセンターを設立し、現地センターが救援活動に専念できるよう、町・県災害対策本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。

また、複数の市町にまたがる大規模かつ広域的な災害が発生した場合には、必要に応じ、当該ブロックごとに、現地センターの活動を支援する広域支援センターを設置し、必要な支援を行う。

- (1) ボランティアの募集及び派遣
- (2) ボランティアコーディネーター等の応援要請及び派遣
- (3) ボランティア募集のための広報
- (4) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等
- (5) その他関係団体、NPO等による救援活動の支援調整など

#### 2 現地センターの設置

町が被災地となり、県により町社会福祉協議会内に、ボランティア活動の第一線の拠点として現地センターを設置された場合、町の災害対策本部（避難住民対応班（保健福祉課））との連携を図りながら、被災地でのボランティアの活動支援を行う。また、大規模かつ広域的な災害が発生し、当該現地センターが被災等によってその機能が十分に発揮できない場合には、必要に応じ、他の市町社会福祉協議会との現地センターの共同設置や民間支援組織との協働運営を図るなど、適切な活動支援体制の構築に努める。

- (1) 被災者ニーズの把握
- (2) ボランティアの募集及び受付
- (3) ボランティアのマッチング及び具体的な活動内容の指示
- (4) ボランティア活動に必要な資機材等の提供等

#### 3 被災地とならなかった場合の町社会福祉協議会

被災地とならなかった場合の町社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンターへ必要な支援を行う。

- (1) 県内ボランティアの募集
- (2) コーディネーターの派遣
- (3) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等

### 第2項 やまぐち県民活動支援センター、町における活動支援センターの対応

やまぐち県民活動支援センター、町における活動支援センターは、町・県災害対策本部、町・県ボランティアセンター、現地センターとの連携を図りながら、必要な支援を行う。

### 第3項 町の対応

災対本部にボランティア担当窓口（避難住民対応班（保健福祉課））を設置し、県災害ボランティアセンター、現地センターと一体となって、ボランティアの活動支援を行う。

#### 1 町の対応

- (1) 県災害ボランティアセンター、現地センター各応急対策部との連絡調整
- (2) 被災地ニーズの把握
- (3) 報道機関等への情報提供
- (4) 活動拠点の確保、資機材の調達・提供等

### 第4項 関係団体、NPO法人、民間企業等の対応

ボランティアや県災害ボランティアセンター、現地センターの円滑な活動を支援するため、専門人材の派遣や資機材の提供など、必要な支援を行うとともに、平素から連絡体制の構築に努め

る。

また、民間企業等においては、社員等がボランティア活動に参加しやすくなるよう、できる限り配慮に努める。

## 第2節 専門ボランティアの支援体制

### 第1項 町の対応

町が被災地となり、専門的知識・技能を必要とする救助活動等の実施に当たり、従事命令等によってもなお必要な人員が不足する場合、町（避難住民対応班（保健福祉課））は、県災対本部にボランティアの派遣を要請するとともに、派遣されたボランティアに対する指示、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

### 第2項 県ボランティアセンターの対応

県ボランティアセンターは、一般ボランティアの登録に併せ、専門ボランティアの登録を行うとともに、登録内容を県災害救助部救助総務班に報告し、救助総務班は関係各班に報告する。

## 第3節 他都道府県の災害救援活動への支援

県は、他県で大規模な災害が発生した場合において、被災県と緊密な連絡・調整を行いながら、市町、関係団体と連携して、ボランティアの派遣等必要な支援を行う。